

議案第 85 号

筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

筑西市附属機関に関する条例（令和 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表中

「

義務教育学校・明野地区準備委員会	明野地区における義務教育学校の開校に関する事 とその他教育委員会が別に定める事項について調 査又は審議をし、教育委員会に報告又は意見の具 申をすること。
------------------	---

を

「

義務教育学校・明野地区準備委員会	明野地区における義務教育学校の開校に関する事 とその他教育委員会が別に定める事項について調 査又は審議をし、教育委員会に報告又は意見の具 申をすること。
医療的ケア安全委員会	市立学校に在籍する医療的ケア児に関する医療的

に

ケアの実施の適否の協議、実施計画及び実施経過の確認等を行い、教育委員会に報告すること。

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表中

「

義務教育学校・明野地区準備委員会	委員長	日額	5,500円
	委員	日額	4,800円

を

」

「

義務教育学校・明野地区準備委員会	委員長	日額	5,500円
	委員	日額	4,800円
医療的ケア安全委員会	委員（医師）	日額	15,000円

に

」

改める。